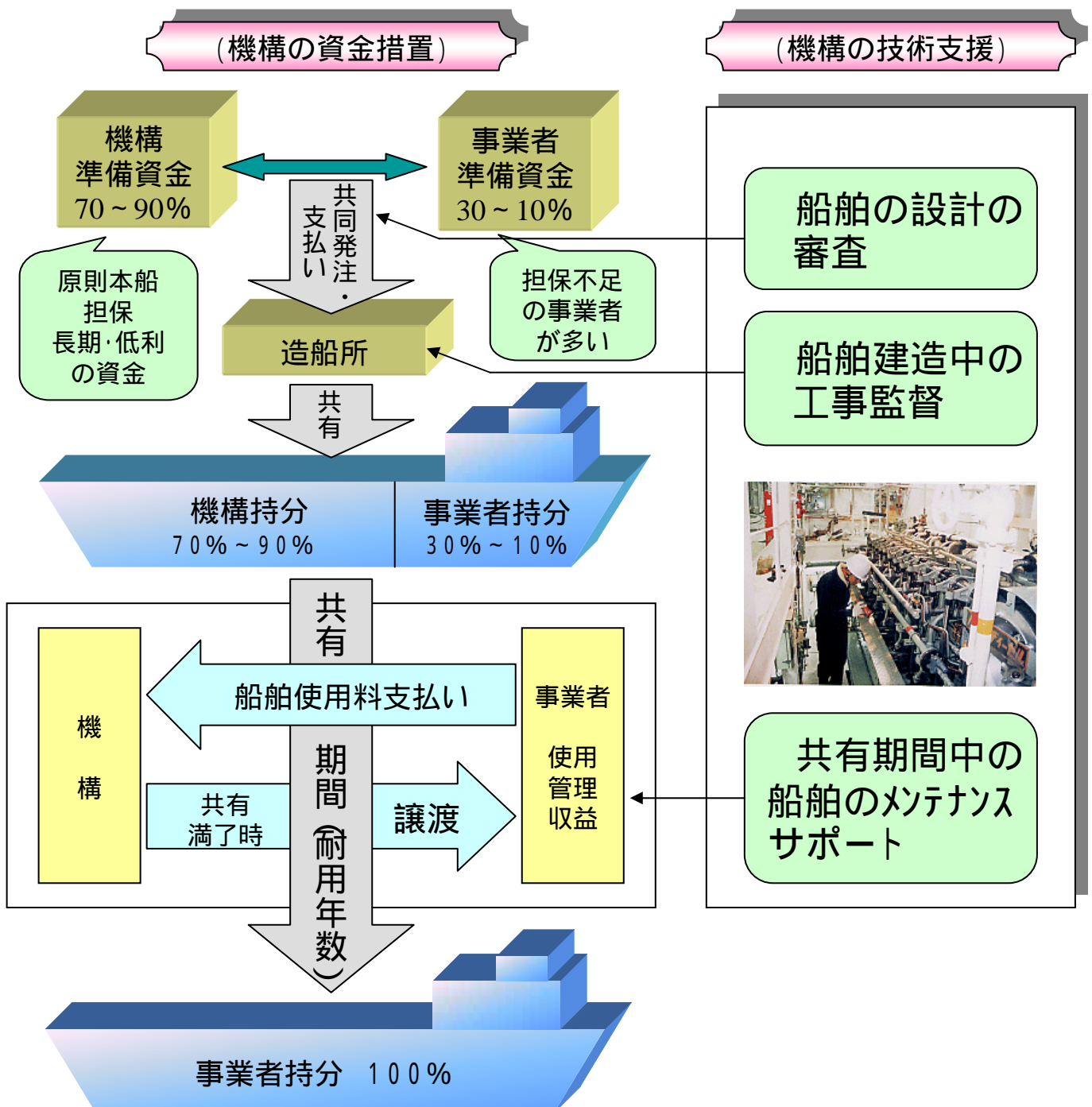


共有建造制度の概要

1. (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」）と海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造
2. 竣工後は、機構と事業者との共有とした上で事業者が使用・管理
3. 機構が負担した建造資金は、事業者が共有期間（旅客船7年～15年、貨物船10年～14年）を通じて、毎月、船舶使用料を支払う
4. 共有期間満了時に、機構持分の残存簿価（機構分担額の10%）を事業者が機構から買い取ることにより、当該船舶の所有権が事業者完全に移転



高度船舶技術開発等業務について

主な業務の内容

1. 助成

- ・民間において行われる高度船舶技術の試験研究に必要な資金の一部を助成(研究開発助成)
- ・高度船舶技術を用いた船舶等の製造又は保守若しくは修理に必要な資金の一部を助成(実用化助成)

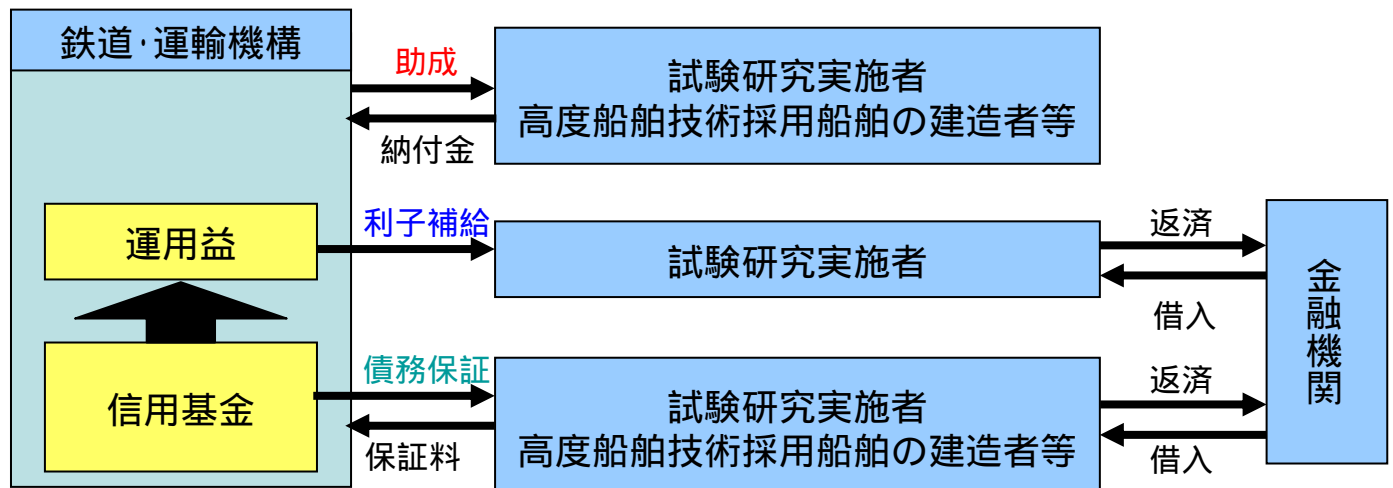
2. 利子補給

- ・民間において行われる高度船舶技術の試験研究に関し、金融機関からの試験研究資金の借入に係る利子の支払に必要な資金の助成(研究開発利子補給)

3. 債務保証

- ・民間において行われる高度船舶技術の試験研究に必要な資金の借入に係る債務保証(研究開発債務保証)
- ・高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入に係る債務保証(実用化債務保証)

支援スキーム



世界の新造船建造量シェアの推移

- ・我が国造船業は、半世紀近く世界トップのシェア。
- ・韓国・中国造船業は、政府の支援の下、大規模な設備投資で建造能力を拡大。我が国とも激しい受注競争を展開。
- ・西欧造船業は、技術開発に注力。海上技術基盤関係に公的資金1.53億ユーロ(約240億円)を投入(2002-2006)。

